

1. あゆみ

1 あゆみ

(1) 吹田市公共下水道のあゆみ

本市の下水道事業は、昭和34年度(1959年度)に、市南部地域において最も緊急の課題であった浸水対策事業として、ポンプ場用地の買収と幹線管渠整備工事に着手したのが始まりです。昭和36年度(1961年度)にはポンプ場整備に着手し、その後、同ポンプ場に処理施設を設けて川面下水処理場に変更し、計画区域を拡大しながら、新たに川園ポンプ場も設けることとなりました。

一方、大阪府は、昭和35年(1960年)に千里ニュータウンの建設にあたり下水道整備を進め、その終末処理場として正雀下水処理場を隣接する摂津市に設け、昭和48年(1973年)に本市に引き継がれました。しかし、将来の敷地内更新が困難と判断し、流域下水道への編入を進め、平成25年(2013年)にその機能を停止しました。

また、昭和40年(1965年)には南吹田地区において土地区画整理事業が施行されることにより、南吹田下水処理場の整備とともに土地区画整理事業区域内の管渠整備も進められました。

その後、昭和42年(1967年)に大阪府において本市域を含めた安威川流域下水道の計画が策定され、処理場整備(現在の中央水みらいセンター)にあわせて本市の流域関連公共下水道区域内の管渠整備も進められました。

着手から「生活環境の改善」、「浸水の防除」、「公共用水域の水質保全」を目標に整備を進めた結果、平成23年度(2011年度)末には人口普及率(汚水系)が99.9%にまで達し、市内のほぼ全域でトイレを水洗化できるようになるなど、下水道事業は衛生的な生活環境の実現に寄与してきました。

しかし、浸水防除のための雨水施設整備については、全市の水洗化を優先課題として取組んだことから、汚水施設に比べて整備率は低くなっています。南部地域では集中豪雨の際に浸水被害が頻繁に発生しているため、雨水レベルアップ整備計画などの浸水対策に取り組んでいます。

また、「建設」から「維持管理」への転換期を迎え、老朽化対策として平成29年度(2017年度)に下水道ストックマネジメント計画を、地震対策として平成30年度(2018年度)に下水道総合地震対策計画を策定するなど、各種対策への取組みを進めています。

このような中、経営の透明化、安定化を図ることを目的として、平成29年(2017年)4月1日から地方公営企業法の一部(財務規定等)を適用し、特別会計から地方公営企業会計に移行し、平成30年度(2018年度)には下水道事業経営戦略を策定しました。

今後とも、市民生活になくしてはならないインフラのひとつである下水道を持続可能な事業として継続、発展させていかなければなりません。そのために、普段は見えにくく意識されにくい下水道の役割や課題、魅力などを積極的に発信していく“見せる化”や下水道施設を将来にわたり維持管理するための官民連携などに取り組んでいます。

(2) 年表

| | | |
|----------------|----------|---|
| 第2章 整備状況 | 昭和33年12月 | 初めて川面処理区(旧第1ポンプ場及び第1排水区)の事業計画の認可を受ける。 |
| | 昭和34年度 | 下水道整備に着手する。 |
| 第3章 計画と概要 | 昭和37年 3月 | 大阪府企業局により千里ニュータウン区域の215haの汚水処理のため正雀下水処理場が摂津市域に計画される。 |
| | 昭和37年度 | 川面下水処理場雨水ポンプの運転を開始する。 |
| | 昭和38年 8月 | 正雀下水処理場の運転を開始する。 |
| | 昭和40年 3月 | 建設省令第12号に基づき受益者負担制度を施行する。 |
| 第4章 維持管理 | 昭和41年 4月 | 吹田市下水道条例を制定する。 |
| | 昭和41年 7月 | 川面下水処理場の簡易処理を開始する。 |
| | 昭和43年 7月 | 南吹田下水処理場雨水ポンプの運転を開始する。 |
| | 昭和43年12月 | 川園ポンプ場の運転を開始する。 |
| 第5章 普及 | 昭和44年11月 | 安威川流域下水道組合(吹田市・高槻市・摂津市・茨木市・箕面市・島本町)が設立される。 |
| | 昭和45年 3月 | 安威川流域中央下水処理場の運転が開始される。 |
| | 昭和45年12月 | 安威川流域下水道組合が安威川・淀川右岸流域下水道組合に改称される。 |
| 第6章 水路 | 昭和46年 7月 | 川面下水処理場の高級処理を開始する。 |
| | 昭和46年 8月 | 南吹田下水処理場の簡易処理を開始する。 |
| 第7章 財政状況 | 昭和48年 4月 | 大阪府より千里丘陵住宅地区の下水道施設(正雀下水処理場を含む。)の引継ぎを受ける。 吹田市下水道事業受益者負担に関する条例を制定する。 |
| | 昭和48年 5月 | 初めて中央処理区(安威川流域関連公共下水道)の事業計画の認可を受ける。 |
| | 昭和48年 7月 | 南吹田下水処理場の第1期工事が完成し、高級処理を開始する。 |
| 第8章 浸水対策事業 | 昭和51年 4月 | 下水道使用料を改定し、累進制及び水質料金を導入する。 |
| | 昭和55年 3月 | 吹田市公共下水道整備納入金要綱を制定する。 下水道使用料を改定する。 |
| | 昭和59年 4月 | 下水道使用料を改定する。 |
| 第9章 概要 | 昭和63年 3月 | 正雀下水処理場の増設が困難なため、正雀処理区の一部を安威川流域関連公共下水道処理区域に編入を行う。流域関連公共下水道区域が約1,762ha、単独公共下水道区域が約1,820haとなり、正雀下水処理場の処理能力を日最大39,200m ³ とする。 |
| | 平成 2年 3月 | 南吹田下水処理場の第2期工事が完成し、日最大87,600m ³ の処理が可能となる。 |
| | 平成 2年 4月 | デザインマンホール蓋を採用する。 |
| 第10章 組織と職員 | 平成 5年 3月 | 川面下水処理場の最終沈殿池の増設を行い、日最大40,800m ³ の処理が可能となる。 |
| | 平成 8年 3月 | 下水道使用料を改定する。 |
| | 平成10年 3月 | 新世代下水道支援事業として川面下水処理場に処理水利用施設を設置する。 |
| | 平成12年 4月 | 雨量・水位監視システム(雨量計4か所、水位計1か所)の運用を開始する。 |
| | 平成12年12月 | 大阪府により大阪湾流域別下水道整備総合計画が定められる。 |
| | 平成13年 4月 | 雨量・水位計監視システム水位計2か所を追加する。 |
| 第11章 「見える化」 | 平成15年 3月 | 単独公共下水道事業計画変更の認可を受ける。 (川面・南吹田処理区の合流区域における雨水レベルアップ整備計画の位置づけ) |
| | 平成15年 4月 | 上の川調節池(大阪府河川施設・吹田市管理)の運用を開始する。 |
| 第12章 業務指標 | 平成16年 3月 | 下水道使用料を改定する。 安威川流域関連公共下水道事業計画変更の認可を受ける。 (大阪湾流域別下水道整備総合計画への適合) |

| | |
|----------|--|
| 平成17年 3月 | 単独公共下水道事業計画変更の認可を受ける。 (南吹田下水処理場の一部を高度処理方式に計画変更) |
| | 合流式下水道緊急改善計画(川面処理区・南吹田処理区)を策定する。 |
| 平成17年 6月 | 雨水レベルアップ整備事業(豊津工区)に着手する。 |
| 平成17年10月 | 下水処理場・ポンプ場の遠方監視システムの運用を開始する。 |
| 平成19年 3月 | 新世代下水道支援事業として谷上池雨水浸透貯留施設を設置する。 |
| 平成20年 3月 | 安威川・淀川右岸流域下水道組合が解散となる。 |
| 平成20年 4月 | 安威川・淀川右岸流域下水道協議会が設立される。 |
| 平成20年 5月 | 新世代下水道支援事業として雨水貯留タンク設置助成制度(5割助成)を開始する。 |
| 平成21年 6月 | 市制施行70周年記念事業として、雨水貯留タンク普及促進事業(9割助成)を開始する。 |
| 平成21年10月 | 雨水レベルアップ整備事業(豊津工区)の雨水貯留管及び江の木公園ポンプの供用を開始する。 |
| 平成22年 9月 | 平成22年9月末をもって、南吹田下水処理場の污泥焼却施設の運転を停止する。 |
| 平成22年10月 | 下水道長寿命化計画(正雀処理区正雀川処理分区)を策定する。 |
| 平成23年 3月 | 単独公共下水道及び安威川流域関連公共下水道事業計画変更の認可を受ける。 (大阪湾流域別下水道整備総合計画への適合・合流改善施設の位置づけほか) |
| | 新世代下水道支援事業として実施した、雨水貯留タンク普及促進事業(設置費用の助成等)を完了する。(平成21年度:629基、平成22年度:978基) |
| 平成23年 4月 | 南吹田下水処理場の高度処理の供用を開始する。 |
| 平成24年 3月 | 下水道長寿命化計画(南吹田下水処理場)を策定する。 |
| 平成24年 6月 | 南吹田下水処理場 合流式下水道緊急改善事業 雨水滞水池設置工事に着手する。 |
| 平成24年 9月 | 川面下水処理場 合流式下水道緊急改善事業 雨水滞水池設置工事に着手する。 |
| 平成25年 2月 | 下水道長寿命化計画(川面下水処理場・川園ポンプ場)を策定する。 |
| 平成25年 3月 | 単独公共下水道及び安威川流域関連公共下水道事業計画を変更する。 (正雀処理区を中央処理区に編入ほか) |
| 平成25年 9月 | 平成25年9月末をもって、正雀下水処理場の運転を停止する。 |
| 平成26年 3月 | 新世代下水道支援事業として吹田操車場跡地周辺に高度処理水の送水設備を設置する。 |
| 平成26年 4月 | 川園ポンプ場 合流式下水道緊急改善事業 雨水滞水池(旧流量調整池)の供用を開始する。 |
| 平成27年 2月 | 下水道長寿命化計画(中央処理区高川処理分区)を策定する。 |
| 平成27年 3月 | 単独公共下水道事業計画を変更する。 (雨水レベルアップ整備計画の見直しほか) |
| | 平成27年3月末をもって、川園ポンプ場の岸部ポンプ場送水受入を終了する。(安威川流域下水道岸部幹線の供用開始) |
| 平成27年 4月 | 南吹田下水処理場・川面下水処理場 合流式下水道緊急改善事業 雨水滞水池の供用を開始する。 |
| 平成28年 3月 | 安威川流域関連公共下水道事業計画を変更する。 (改正下水道法に基づく記載事項の追加ほか) |
| | 雨水貯留タンク設置助成制度を廃止する。 |
| 平成28年 4月 | 吹田市公共下水道整備納入金要綱を廃止する。 止水板設置助成制度を開始する。 |
| 平成28年 5月 | 雨水レベルアップ整備事業(中の島・片山工区)に着手する。 |

第1章

あゆみ

第2章

整備状況
計画と概要

第3章

計画と概要
施設の概要

第4章

維持管理
施設の維持管理

第5章

普及
水洗化の普及

第6章

水路
河川及び水路

第7章

財政状況
財政状況

第8章

浸水対策事業
浸水対策事業

第9章

概要
流域下水道の概要

第10章

組織と職員
組織と職員

第11章

「見える化」
広報「見える化」

第12章

業務指標
業務指標

| | |
|----------|--|
| 平成29年 3月 | 単独公共下水道事業計画を変更する。 (改正下水道法に基づく記載事項の追加ほか) |
| 平成29年 4月 | 地方公営企業法の一部(財務規定等)適用とする。 |
| 平成29年12月 | 吹田市下水道ストックマネジメント計画を策定する。 |
| 平成31年 1月 | 吹田市下水道総合地震対策計画を策定する。 |
| 平成31年 3月 | 吹田市下水道事業経営戦略を策定する。 |
| | 吹田市下水道業務継続計画(BCP)を策定する。 |
| 令和 2年 3月 | 単独公共下水道事業計画を変更する。 (川園ポンプ場ポンプ能力変更ほか) |
| 令和 2年 3月 | 下水処理場の愛称を川面水再生センター、南吹田水再生センターとする。 |
| 令和 3年 4月 | 下水道管路施設における包括的民間委託を開始する。 |
| 令和 3年 9月 | 安威川流域関連公共下水道事業計画を変更する。 (主要な管渠の構造変更ほか) |
| 令和 4年 3月 | 単独公共下水道事業計画を変更する。 (主要な吐口の放流量の変更ほか) |
| 令和 4年12月 | 大阪下水道広報ぷらっとホーム推進チームへコアメンバーとして参画する。 |